情報開示規約

【目的】

第１条　この規約は、一般社団法人和歌山県サッカー協会（以下、「本協会」という。）が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の法令等（以下「法令等」という。）に基づき情報開示を行うにあたり、その基準や範囲及び手続きについて定めるものである。

【情報開示の基本的考え方】

第２条　本協会は、社員又は債権者（以下「開示請求者」という。）から請求があった場合には、法令等で定められた開示情報について、法令等の定めに従って適時・正確な情報を開示しなくてはならない。

【情報開示を請求できる者】

第３条　開示請求者は、本協会に対して、法令等又はこの規約に定められた方法により、第５条に規定する情報の開示を請求することができる。

【開示請求者の責務】

第４条　開示請求者は、情報の開示を受けたときは、これによって得た情報を第７条１項が定める開示請求書記載の使用目的の範囲内で適正に使用しなければならず、それ以外の目的で使用してはならない。

【開示する情報の範囲】

第５条　開示請求の対象になる情報は、法令等で定められた本協会が開示請求者に対して開示義務を負う情報とする。

２　開示する情報は、開示目的に照らして合理性かつ必要性があると認められる範囲のものに限る。

【情報の非開示基準】

第６条　本協会による情報開示は、個人のプライバシーを侵害する行為や違法行為であってはならない。また本協会の事業の円滑な遂行に障害をもたらしたり、あるいは協会全体の利益を損なうものであったりしてはならない。

２　本協会は、前項をふまえ、開示請求者からの情報開示請求が次の事由に該当すると認められる相当な理由がある場合には情報を開示しないものとする。なお、非開示とする場合には、本協会は、請求者に対し、非開示の理由を明らかにするものとする。

（１）法令等により非公開が義務付けられている事項。

（２）契約により非公開が義務付けられている事項。

（３）犯罪の予防上、非公開とすることが必要な事項。

（４）特定の個人を識別できるもの、また特定の個人を識別できないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある事項。但し、当該特定の個人本人の同意があるときは除く。

（５）開示することにより本協会の運営等に障害をもたらすおそれのある事項。

（６）係争中の事案に関わることで、開示することにより、本協会に不利益となるおそれのある事項。

（７）当該情報の請求が、目的外使用のおそれがあるとき。

（８）反社会的勢力に関わりがある者から請求があったとき。

【情報開示請求の手続き】

第７条　開示請求者は、氏名、住所、連絡先、開示を求める情報の内容、開示の理由、情報の使用目的を明らかにして、本協会所定の開示請求書を提出することにより開示請求を行うものとする。

２　本協会は、開示請求があった場合、前条に該当する場合を除き、特段の事情がない限り、２週間以内に請求があった情報を開示するものとする。

３　本協会は、法令等に定めのある場合を除き、開示請求が決算期など業務活動に重大な影響を及ぼすおそれのある時期になされた場合は、開示の時期を変更することができる。

【閲覧場所・閲覧時期】

第８条　開示情報の閲覧場所は、本協会の主たる事務所とする。

２　閲覧の日は、本協会の休日以外の日とし、閲覧の時間は、本協会の業務時間内とする。

【負担費用】

第９条　開示資料の閲覧は無料とする。但し、コピーの場合は、開示請求者は実費を負担するものとする。

【規約の改廃】

第１０条　この規約の改廃は、理事会の議決による。

【附則】

１　この規約は、令和５年１１月１１日より施行する。